

泉 佐 監 第 9 5 号
令和 2 年 8 月 1 7 日

泉佐野市長 千代松 大 耕 様

泉佐野市監査委員 明 松 優
同 岡 田 昌 司

令和元年度泉佐野市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により審査に付された、令和元年度泉佐野市実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

令和元年度 泉佐野市財政健全化審査意見

第1 審査の対象

1 令和元年度健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

普通会計に相当する一般会計及び特別会計に想定企業会計を加えた会計（以下「一般会計等」という。）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

(2) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率。

(3) 実質公債費比率

公営企業の元利償還金に対する繰入金や一部事務組合の元利償還金に対する負担金等を含めた、一般会計等が実質的に負担する公債費の標準財政規模に対する比率。
なお、利用する比率は単年度でなく3ヵ年平均を用いることとされている。

(4) 将来負担比率

一部事務組合等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

2 1の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和2年7月17日から同年8月5日まで

第3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、関係書類を照合するとともに、関係職員の説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第4 審査の結果

1 総括意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成され、その算定は適正であると認められた。

2 個別意見

(単位：％)

健全化判断比率	令和元年度	平成30年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	— (△0.57)	— (△0.26)	12.21	20.0
② 連結実質赤字比率	— (△9.10)	— (△5.92)	17.21	30.0
③ 実質公債費比率	13.5	16.0	25.00	35.0
④ 将来負担比率	79.3	35.7	350.00	

(1) 実質赤字比率

本年度の一般会計等の実質収支は前年度に引き続き黒字を維持したことにより、実質赤字比率は負の値となっている。これは、前年度と比較すると、一般会計の実質収支が72,632千円増加し133,171千円となったことにより、本年度の比率は前年度と比較して0.31%改善しマイナス0.57%となっている。

(2) 連結実質赤字比率

本年度の一般会計等の実質収支は前年度に引き続き黒字を維持し、一般会計等以外の国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計などについても黒字を維持したことから、連結実質赤字比率は負の値となっている。また、連結実質収支額は、前年度の1,341,491千円から777,285千円増加し2,118,776千円となったことにより、本年度の比率は前年度と比較して3.18%改善しマイナス9.10%となっている。

(3) 実質公債費比率

本年度の実質公債費比率（3ヵ年平均）は13.5%で、前年度と比較して2.5%改善している。この比率は、直近3年間の単年度の実質公債費比率の平均値をもって算出することから、令和元年度決算と平成30年度決算を比較する場合、平成28年度と令和元年度の単年度の実質公債費比率の差が影響する。このことから、平成28年度と令和元年の比率を比較すると平成28年度が18.9%、令和元年度が11.5%と、令和元年度の方が7.4%低くなっている。これは、前年度と比較すると、本比率を求める算定式の分子となる額である元利償還金及び準元利償還金から特定財源を差し引いた額が1,344,046千円減少したこと、また、分母となる額である標準税収入額等などで956,857千円増加したことによるものである。

(4) 将来負担比率

本年度の比率は、79.3%で、前年度と比較して43.6%増加している。これは、前年度と比較すると、地方債の新規発行の抑制や繰上償還の実施などにより、地方債残高が2,105,340千円減少したことなどにより将来負担額が減少したものの、充当可能基金が10,616,532千円減少するなどにより充当可能財源等が減少したことにより、将来負担比率を算出するにあたっての分子となる額が8,925,184千円増加したことによるものである。

3 むすび

当年度も、算定結果については、各指標とも早期健全化基準を下回っており、堅実な財政運営が行われている。

しかしながら、地方債残高は依然として多額で、今後も公債費負担の高水準が続く状態であると思われる。

今後も厳しい状況が続くと見込まれることから、引き続き健全化への取り組みとともに、将来を見据えた計画的かつ効率的な財政運営をしていただくことを望むものである。